

# 気象警報発表時の措置について

海南市立下津小学校

## 1 「警報」とは

すべての気象警報を意味する。発表対象場所は、和歌山県海南市（平成22年5月より市町村別発表となっています。海南市の防災無線放送、地デジデータ放送等で確認できます。）の情報とします。

## 2 「警報発表時」、児童が在宅時の対応

登校前に警報が発表されていたら、保護者の管理下で自宅待機とします。また、地震（震度5弱以上）、津波・火災等が発生し、危険が予測される場合も、一時登校を見合わせてください。

ただし、「波浪（高潮）警報」「暴風警報（海上）」だけの発表時については、安全を確かめて気をつけて登校させてください。

	登校	授業	給食	下校
午前 6:00 までに解除	平常通り	平常通り	○	平常通り
午前 7:00 までに解除	平常通り	1・2・3限の授業	×	11:30頃
午前 8:00 までに解除	地区連絡網記載の集合時刻	2・3限の授業	×	11:30頃
午前 8:00 を過ぎても解除されない場合		臨時休校		

## 3 警報は発表されていないが、危険な状態と判断された場合の対応について

- (1) 学校が判断した場合は、連絡メール「すぐーる」にて連絡します。
- (2) 保護者の方が危険と判断した場合は、保護者の管理下で児童を自宅待機させ、学校に連絡をしてください。

## 4 児童が在校している場合の下校及び連絡等について

- (1) 原則として、授業中に警報が発表された場合は、保護者の方への引き渡しまで学校内で児童を待機させます。  
**但し、津波警報・大津波警報が発表された場合は、長保寺方面に避難し、児童を管理します。**
- (2) 児童が登校後、気象警報等が発表された場合は、速やかに連絡メール「すぐーる」にてお迎えを依頼するとともに、給食の準備を進め、すぐに下校しない児童については、給食を実施します。（喫食の有無に関わらず給食費を徴収させていただく旨、ご理解をお願いします）保護者以外の方のお迎えの場合は、事前に学校まで連絡をいただきますようお願いします。
- (3) 警報は発表されていないが特定地区又は地区内的一部の児童の下校が困難と判断された場合は、その地区の児童又は一部児童を学校職員管理下で待機させ、保護者に連絡します。お迎えをお願いします。

## 5 台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合

台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合、前日の午前10時に給食を中止するかどうかの判断を行い、「給食中止」の場合、連絡メール「すぐーる」にて連絡します。

## 6 その他

保護者及び地区の方で、児童の登下校に危険な状況箇所を発見した場合は、直ちに学校に連絡してください。学校は速やかに状況把握し、状況に応じて児童の登下校について、上記の規準に従い判断、連絡します。